

○焼津市総合計画等審議会条例

昭和51年3月30日条例第3号

改正

平成20年10月7日条例第23号

焼津市総合計画等審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、焼津市総合計画等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画及び国土利用計画の策定に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者 10人以内

(2) 市民 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する当該諮問に係る調査審議が終了したときまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつて定める。

(関係者の意見聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行後最初に行われる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成20年10月7日条例第23号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。